

伊予市立ぐんちゅう保育所給食調理等業務プロポーザル実施要領

本市は、伊予市立ぐんちゅう保育所調理等業務を民間事業者へ委託するにあたり、次のとおりプロポーザル方式（公募型企画提案方式）により優先交渉権者を選定する手続きについて必要な事項を定めたので、当該プロポーザルへの参加を希望される民間事業者は、プロポーザル参加表明書に必要書類を添付のうえ提出すること。

1 目的

本市では、保育所等における給食が個々の子どもに対する保育の一環であることを理解したうえで、安全・安心な給食の提供と給食業務の運営合理化を図るため、ぐんちゅう保育所における調理等業務を民間事業者へ委託することとした。この要領は、その選定にあたり民間事業者から「ぐんちゅう保育所給食調理等業務仕様書」に基づく企画の提案を受け、本市の選定基準により審査した上で、優先交渉権者を特定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

ぐんちゅう保育所給食調理等業務

(2) 業務内容

- ① 発注
- ② 原材料の搬入等
- ③ 調理
- ④ 配膳・下膳
- ⑤ その他

※ 詳細は、別紙「ぐんちゅう保育所給食調理等業務仕様書」による。

(3) 委託期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）

3 委託料等の限度額（限度額を超える提案は受け付けないものとする。）

(1) 業務管理費 6,000 万円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】	令和6年度	2,000 万円
	令和7年度	2,000 万円
	令和8年度	2,000 万円

(2) 仕入れ食材費

1日当たり限度額400円以内（税込、主食、副食、おやつ等を含む。）を見込んでいく。ただし経済情勢の変動等により著しく物価が変動した場合（消費者物価指数の食料5%以上の変動）等は再設定する場合がある。

4 参加資格要件等

(1) 資格要件

本プロポーザルに参加する民間事業者は、次の要件を全て満たさなければならない。

- ① 保育所等における給食が、個々の子どもに対する保育の一環であることを理解し、児童のために安全な給食の調理等を円滑に実施できる法人格を有する者

- ② これまでに、学校や保育所等において給食調理等業務の実績を有していること。
- ③ 県内に本社や支社、営業所等の営業拠点を有する者又は契約後速やかに県内に営業所等を設置することができる者

(2) 参加制限

次に掲げる民間事業者は、本企画提案に参加できない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てが行われている者若しくは行われた者
- ③ 消費税、地方消費税、主たる事業所が在する自治体の市区町村民税を滞納している者
- ④ 県内において、過去 3 年以内に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業停止の処分を受けた者
なお、当該処分後の対応、改善策について書面等により適正な食品衛生対応の確認ができる場合は、この限りではない。
- ⑤ 伊予市暴力団排除条例（平成 23 年伊予市条例第 30 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者
- ⑥ 公募開始から契約に至るまでの期間において、愛媛県又は本市から指名停止を受けている者

(3) 参加資格等の基準日

参加資格等の基準日は、プロポーザルの参加表明書の提出日とする。

なお、提出後に参加者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、参加資格を喪失したものとする。

5 参加申込手続

本プロポーザルに参加する事業者（以下「参加事業者」という。）は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和 5 年 9 月 27 日（水曜日）から 10 月 16 日（月曜日）までの執務時間中（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送（受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

なお、本市において郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(3) 提出先・問合せ先

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地

伊予市市民福祉部子育て支援課 TEL:089-982-1119 (FAX:089-983-3354)

(4) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

- ① 参加申込書（様式 1）
- ② 提案書（様式 3）

③ 企画提案書（任意様式）

- ・任意様式とするが、A4版縦、横書き、左綴じで作成し、項目毎に見出し等を付すること。ただしA3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版（片面印刷）の併用も認める。
- ・ページ数は、表紙や目次等を除き概ね20ページ以内（両面印刷で概ね10ページ以内）とすること。

④ 会社概要書（様式4）

⑤ 業務実績書（様式5）

⑥（業務参考）見積書（様式6）

併せて、業務管理費の根拠に配慮した積算内訳書（任意様式）を添付すること。

⑦ その他

- ・所管機関が発行する法人登記簿謄本
- ・所管機関が発行する印鑑登録証明書
- ・国税に関する納税証明（その3）及び主たる事業所が在する自治体の市区町村民税の納税証明書

(5) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

- ① 正本、副本ともにA4版ファイルに綴じ、ファイルに業務名及び会社名を記入することとし、正本のみ業務名の後にカッコ書きで正本と記入すること。
- ② 区分間に仕切り紙を差し込み、インデックスを貼付すること。
- ③ 正本がカラー刷りの箇所は、副本もカラー刷りとすること。

6 質問書の提出及び回答

企画提案書等の作成について不明な点がある場合は、質問書（様式2）に内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。

なお、着信の確認は、質問者の責任において実施すること。

(1) 受付期間 令和5年9月27日（水曜日）から10月6日（金曜日）まで

(2) 提出先メールアドレス

伊予市市民福祉部 子育て支援課 kosodateshien@city.iyo.lg.jp

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、令和5年10月12日（木曜日）までに参加申込書提出者全員に電子メールにて回答するほか伊予市ホームページ内において公表する。

(<https://www.city.iyo.lg.jp/>)

7 提案のヒアリング

参加事業者は、企画提案書に基づくプレゼンテーションを行うものとし、次のとおりヒアリングを実施する。

(1) 予定日時

令和5年10月31日（火曜日） ※詳細については、後日通知する。

(2) 実施場所

伊予市庁舎 ※詳細については、後日通知する。

(3) 説明者

参加申込書（様式1）に記載する担当者を含む2人以内の者とする。ただし機器操作者として別に1人のみ出席を認めるが、発言はできないものとする。

(4) 持ち時間

プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分程度とする。

(5) その他

- ① 本市において、会場にスクリーン、電源ケーブルは用意するが、その他の機材は参加事業者において用意すること。
- ② 参加事業者による傍聴及び録音は認めない。
- ③ プレゼンテーション当日に、資料の差し替えや新たな資料の配布は認めない。

8 事業者の選定

(1) 選定方法

伊予市プロポーザル審査委員会運営要綱に基づく伊予市立ぐんちゅう保育所給食調理等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、「4 参加資格要件等」を満たしている参加事業者について、企画提案書及びヒアリングの内容等により、「11 審査基準」に基づく総合的な審査を経て、獲得点数が最も高い参加事業者を優先交渉権者として特定する。

(2) 獲得点数が最も高い参加事業者が2者以上の場合の決定方法

- ① 価格評価の獲得点数により、優先交渉権者を決定する。ただし価格評価の獲得点数が同点の場合は、給食に関する基本的な考え方の獲得点数により、優先交渉権者を決定する。
- ② ①により優先交渉権者が決定しない場合は、審査委員会委員長において決定する。

(3) 参加事業者が1者の場合

「(1) 選定方法」に基づき、総合的な審査を経て優先交渉権者として特定するものとする。

(4) 最も高い参加事業者の獲得点数が、満点の60%に満たない場合
審査委員会において協議し、特定しない場合がある。

(5) 審査結果

全参加事業者に対し、令和5年11月6日（月曜日）付け発送の書面にて結果を通知するとともに、伊予市ホームページ内に優先交渉権者以外の名称を伏せて、各参加者の取得点数を含めて公開する。

なお、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

9 契約の締結等

「8 事業者の選定」により特定された優先交渉権者と、実施に向けた詳細な打ち合わせの後、契約の交渉を行い、市内部決済を経て契約を締結し受注者とする。

なお、優先交渉権者との契約交渉が不調の場合は、獲得点数により順位付けられた上位の者から順次、契約締結の交渉を行うものとする。

10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (2) 本市から指名停止等の措置を受けた場合
- (3) 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画提案に対する助言を求める等審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 「3 委託料の限度額」に定める業務規模を超えた場合
- (6) 「4 参加資格要件等」の各号に該当しない場合

11 審査基準
別紙のとおり

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし本市が本プロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、理由を明記した辞退届(任意様式)を速やかに本市担当課へ提出すること。
- (7) 提出書類が、伊予市情報公開条例(平成17年4月1日条例第17号)に基づく情報公開請求の対象となった場合、非公開とすべきと判断した部分を除き公開することがある。
- (8) その他、本要領に記載されていない事項で必要があるときは、本市担当課においてその対応を決定する。

13 主なスケジュール(予定)

項目	期限等
公募開始(広告)	令和5年9月27日(水曜日)
質問受付期間	公募開始日から 令和5年10月6日(金曜日)まで
質問回答日	令和5年10月12日(木曜日)
参加申込書等の提出期間	公募開始日から 令和5年10月16日(月曜日)まで
審査日(ヒアリング)	令和5年10月31日(火曜日)
審査結果通知の発送	令和5年11月6日(月曜日)